

い

政治・経済問題

はじめに、これを読むこと。

(注意事項)

1. この問題用紙は 19 ページある。ただし、ページ番号のない白紙はページ数に含まない。
2. これは、政治・経済の問題である。解答用紙が出願時に選択した科目であるかどうか確認のうえ、解答すること。
3. 解答用紙の所定の欄に、必ず氏名を記入すること。
4. 解答用紙には受験番号が印刷されているので、受験番号が正しいかどうか受験票と照合し確認すること。
5. 解答はすべて「解答用紙」の解答欄に記入またはマークすること。解答欄以外のところには何も記入しないこと。
6. 解答は、必ず鉛筆又はシャープペンシル(いずれも HB・黒)で記入すること。
7. 訂正は消しゴムできれいに消し、消しきずを残さないこと。
8. 解答用紙は、絶対に汚したり折り曲げたりしないこと。
9. 文字は一点一画まで正確に書くこと。
10. 解答用紙は持ちかえらないこと。
11. この問題用紙は必ず持ちかえること。
12. 試験時間は 60 分である。
13. マーク記入例

良い例	悪い例
○	○ X ○

[I] 次の文章を読み、下記の設問 1 ~ 7 に答えよ。

日本国憲法前文には、日本国民は「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し」、「恒久の平和を念願し、…平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」と書かれている。

さらに、第 9 条において、平和主義の原則が示されている。第 1 項では「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」、第 2 項では「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」とされている。

こうした規定をもつ日本国憲法は、世界でも類を見ない平和憲法であると評されてきた。それは戦争の惨禍を経た日本にとって、出発点となる原則となつた。だが、戦後の日本を取り巻くさまざまな環境の変化、また時の政権の方針によつて、日本国憲法の平和主義をめぐる政府見解は徐々に変貌することになる。そして、通常の法律よりも厳しい手続きなしには改正できない 1 憲法であるとされる日本国憲法下では、とりわけ憲法解釈を争点として憲法が定める平和主義と現実の安全保障政策との整合性が問われてきた。

1946 年 6 月の衆議院における吉田茂首相の答弁では、草案段階にあつた日本国憲法第 9 条は、直接には自衛権を否認しないものの、「自衛権の発動としての戦争も、また交戦権も放棄したもの」であるという見解が示されている。1950 年、朝鮮戦争勃発を機に 2 が創設されると、吉田首相はこの組織の目的は治安維持であつて軍隊ではないと衆議院で答弁している。さらに、1952 年第 4 次吉田内閣の統一見解においては、憲法第 9 条 2 項が禁じているのは「戦力」の保持であつて、戦力にいたらない程度の「実力」を保持し、これを直接侵略防衛の用に供することは違憲ではないという立場が示された。

しかしその後も、2 の改組を経て 1954 年に発足した自衛隊、また在日米軍について ⁽¹⁾ いくつかの訴訟においてその合憲・違憲が裁判の中で争われることとなった。そこでは、自衛隊の合憲・違憲について司法判断がなされる可

能性に注目が集まつたが、裁判所が自衛隊に関する憲法判断を回避する事例が相
(2) 次いた。

戦後の歴代政府は、自衛隊が敵国への攻撃を行うものではなく、その行動は自衛の範囲内に限定される、つまり 3 にとどまる組織であるとの見解を示してきた。しかし、たとえば国家予算で見るなら、1990年代半ばまで防衛関係費は伸びつづけてきており、1990年度以降は 4 兆円台(当初予算)規模で推移している。

こうした変化は、世界的な安全保障のあり方、つまり日本の防衛を取り巻く状況の変容を背景としたものである。戦後日本の安全保障体制は、1951年にアメリカとの間で交わされた日米安全保障条約を起点に築かれたものである。この条約によって、⁽³⁾ 日米安保体制と呼ばれる体制の下で、米軍の駐留と米軍への基地提供が定められた。1960年には条約の大幅改定が行われたが、このとき大規模な反対運動が起こった。

この体制の下、とくに1972年までアメリカの施政権下に置かれていた沖縄に
米軍基地が集中するという状況がつづいた。⁽⁴⁾ こうしたなか、基地周辺の騒音や航空機墜落事故などが起こり、また基地移転をめぐる紛争、米軍兵士による犯罪など、さまざまな問題が生じている。

近年にいたるまで、日本の政府見解においては、たとえば1994年の村山富市首相の答弁で示されたように、自衛隊を戦力ではなく「自衛のための必要最小限度の実力組織」であると規定してきた。この見解は、自衛隊は日本の個別的自衛権に基づく実力組織であるという理解に支えられたものといえる。しかし、集団的自衛権を認める閣議決定やそれに基づく安全保障関連法の整備など、これまでの政府見解とは異なる理解に基づく自衛隊の位置づけや役割付与が、第二次安倍晋三内閣以降顕著になってきており、論争の的となっている。

現在の状況は、平和主義の憲法を擁し、戦争への反省から出発した戦後日本の歩みに背を向けるもののようにも見える。だが、政府が新しい方向を打ち出す背景には、日本を取り巻く世界の安全保障状況そのものの変化がある。

1990年前後の旧共産圏の崩壊によって、アメリカとソ連の二つの超大国を中心^{（東側）}に東側と西側の陣営に分かれて争われた冷戦下のヘゲモニー闘争は終わりを迎

えた。資本主義か共産主義かのイデオロギー闘争が事実上終焉したことで、はてしない戦争としての世界の歴史そのものがある種の終わりを迎えると考えた人たちもいた。しかし現実には、世界各地で新たな形の紛争が生じることになった。
⁽⁵⁾そこで、共産主義の脅威を念頭に置いた日米安保体制から、日本の「国際貢献」およびアジア太平洋地域における安全保障と有事対応を日米共同で担う体制への方向転換が模索されたのである。

湾岸戦争、米同時多発テロなどを契機に、冷戦構造下とは異なる新たな脅威が認識されるようになった。それに伴い、これまでとは異なる国際安全保障体制の構築が進められている。こうした流れに対応して、集団安全保障および国連が介入する平和維持活動などへの参加要請から、日本でも有事対応のための法制化が
⁽⁶⁾進められているのである。

昨今の安全保障法制についての議論は、こうした背景の中で捉える必要がある。だが一方で、日本は悲惨な戦争の当事国となったその歴史によって、世界に先がけて戦争放棄と平和主義を掲げる憲法を擁する国となったことを忘れてはならない。

設問 1 文中の 1 ~ 4 に入る、もっとも適當と思われる語句または数字を解答欄に記入せよ。

設問 2 下線部(1)に関連して、もっとも適當と思われるものを次のなかから一つ選び、解答欄の記号(A～D)をマークせよ。

- A. 1959年の砂川事件判決では、第一審(東京地裁)と跳躍上告審(最高裁大法廷)はともに、在日米軍が「戦力」であるかどうかの判断を留保した。
- B. 1967年の恵庭事件判決では、第一審の札幌地裁において、自衛隊は「戦力」には該当しないという憲法判断が下された。
- C. 1973年の長沼ナイキ基地訴訟では、第一審の札幌地裁判決において、裁判所は自衛隊を憲法第9条にいう「陸海空軍」に該当しており違憲であるとした。
- D. 1981年の百里基地訴訟では、第二審の東京高裁判決において、自衛隊を違憲とした第一審の判決を覆し、自衛隊に関する憲法判断を留保した。

設問 3 下線部(2)のような判断回避は、「高度に政治的な判断に基づく国会や内閣の行為は、違憲審査の対象にはなじまない」という考え方」に基づいてなされてきた。この考え方をなんというか。もっとも適當と思われる語句を解答欄に記入せよ。

設問 4 下線部(3)の日米安全保障条約に関する記述として、もっとも適當と思われるものを次のなかから一つ選び、解答欄の記号(A～D)をマークせよ。

- A. 1951年に締結された日米安全保障条約では、アメリカが日本を防衛する義務が明記され、条約の期限は10年間とされた。
- B. 1960年に締結された新日米安全保障条約では、アメリカの日本防衛義務が削除されると同時に、内乱条項などいくつかの条項が追加された。
- C. 1960年以降、在日米軍の施設使用や裁判管轄権などについては、日米行政協定によって定められてきた。
- D. 1960年の新日米安全保障条約締結をめぐって、強行採決を行った岸信介内閣は条約承認と引きかえに退陣を余儀なくされた。

設問 5 下線部(4)に関連して、在日米軍基地についての記述のうち、もっとも適當と思われるものを次のなかから一つ選び、解答欄の記号(A～D)をマークせよ。

- A. 沖縄県には在日米軍基地の面積の70パーセント以上が集中しており、1996年の県民投票では基地の整理・縮小に過半数が賛成した。
- B. 日本政府はその基本方針で非核三原則に基づいて国内への核兵器の持ち込みを禁じているが、在日米軍の持ち込みは例外として認めている。
- C. 在日米軍の駐留経費については、日本の防衛予算には計上されておらず、財政支出からの負担はなされていない。
- D. 密集する住宅地の中にあり、「世界一危険な基地」とも言われた普天間飛行場については、2009年に県外移転と返還がなされた。

設問 6 下線部(5)に関連して、1990年代以降、自衛隊の役割も再定義されるに至った。このことに関する記述のうち、適当でないものを下記のなかから一つ選び、解答欄の記号(A～D)をマークせよ。

- A. 1992年には、国連平和維持活動等協力法(PKO協力法)が成立し、それ以降、カンボジア、モザンビーク、ザイールなどへの自衛隊海外派遣が実行された。
- B. 冷戦下での東側の脅威を第一に想定した安保体制が役割を終えたため、日米両政府は1996年に日米安全保障共同宣言を発表して、安保体制の再定義を行った。
- C. 1997年には、日米韓防衛協力のための指針(ガイドライン)が策定され、これ以降自衛隊、米軍と韓国軍との共同演習が活発化した。
- D. 1999年に成立した周辺事態法は、「日本周辺地域における日本の平和と安全に重要な影響を与える事態」に対応するために作られた法律である。

設問 7 下線部(6)に関して、こうした法制化に関する記述として、もっとも適当と思われるものを下記のなかから一つ選び、解答欄の記号(A～D)をマークせよ。

- A. 2003年には、他国で発生した紛争において日本が後方支援を行うための要件を定めた法律である、武力攻撃事態法が成立した。
- B. 2003年には、イラク戦争に伴い、自衛隊をイラクの戦闘地域に派遣するための法律として、イラク復興支援等特別措置法が成立した。
- C. 2008年には、アメリカで発生した同時多発テロをきっかけとして、日本が対テロ戦争において後方支援を行うための法律として、テロ対策特別措置法が成立した。
- D. 2014年には、日本の安全保障に関する情報のうつとくに秘匿すべきものを保護し、秘密を漏洩した者に罰則を科すための法律として、特定秘密保護法が施行された。

[Ⅱ] 次の文章を読み、下記の設問1～6に答えよ。

完全競争市場では、価格メカニズムを通じて、資源の効率的配分が達成される。縦軸に価格、横軸に数量をとり、右下がりの需要曲線、右上がりの供給曲線を描くとき、供給曲線が一定で、消費者の所得の減少により需要量が減少すると、需要曲線は ア に移動し、新たな価格の下で需要量と供給量が一致する。需要曲線が一定で、技術革新によって生産性が上昇すると、供給曲線は イ に移動し、価格変化を通じて需要量と供給量が等しくなる。ここでの価格は、1 価格と呼ばれる。また、所得の減少による需要の減少と生産性の上昇が同時に起こった場合、価格の ウ を通じて、資源の効率的配分は達成される。しかし、以下のような価格メカニズムによる効率的な資源配分が達成されない 2 と呼ばれる状態が発生するケースもある。

ある経済主体が他の経済主体に悪影響を与えているにもかかわらず、それに対する支払いが行われていないとき、3 があるという。工場の排煙が、近隣住民の健康や日常生活に被害を与えるものの、その工場が防止対策や損害の負担をしない場合が一例である。そこでは、これらの負担をしない場合よりも多くの生産量が生産されており、この問題に対する複数の対応策が提案されている。
⁽¹⁾一方、養蜂業者が果樹園の近隣で事業を営むならば、蜂は受粉を助けることで果樹園での生産増加に寄与するとともに、花の蜜を容易に得ることで、蜂蜜の生産を増加させる。この場合、果樹園と養蜂業者は、相互に良い影響を与える関係にある。

公共財も価格メカニズムが作用しない事例である。公共財とは、ある人が消費しても他の人の消費量を減らすことがない 4 と、対価を払わない人を排除できないという非排除性の2つの特性を有する財のことをいう。国防・警察などの公共サービス、公園や一般道路などの社会資本が例として挙げられるが、財の特性から、供給を価格メカニズムに委ねるならば、供給量は過少になる。このため、国や地方自治体が提供するという選択肢がとられるが、2014年度と2015年度における国の一般会計予算における公共事業関係費は約6兆円であり、1970年度の一般会計に占める公共事業関係費の占める比率が30%近くに達していた
⁽²⁾

ときと比較すると、ウェイトを落としている。近年では、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(PFI法)⁽³⁾の施行等により、政府と民間部門の役割分担の見直しも行われている。

また、中古車の売買を例にとると、自分が乗っていた車を売りに出そうとする車の所有者は、その車の品質を十分に知っているが、消費者がその中古車の品質を外見で判断することは難しい。このような供給者と消費者の間で 5 が存在する場合、良質の車は中古車市場には出されず、質の悪い車のみが中古車市場に供給されることになりかねない。これは、「悪貨が良貨を駆逐する」、すなわち エ の法則と同じ現象であり、適切な価格設定や取引が行われるようになるには、第三者の評価等の何らかの工夫が必要となる。

設問 1 文中の 1 ~ 5 に入る、もっとも適當と思われる語句を解答欄に記入せよ。

設問 2 文中の ア ~ ウ に入る語句の組み合わせとして、もっとも適當と思われるものを次のなかから一つ選び、解答欄の記号(A~D)をマークせよ。

- | | | |
|------|---|----|
| ア | イ | ウ |
| A. 右 | 左 | 低下 |
| B. 右 | 右 | 上昇 |
| C. 左 | 右 | 低下 |
| D. 左 | 左 | 上昇 |

設問 3 下線部(1)について、対応策についての記述のうち、もっとも適当と思われるものを次のなかから一つ選び、解答欄の記号(A～D)をマークせよ。

- A. 排煙の問題を是正するため、排出量取引が提案されているが、現時点ではアイデアの段階であり、実際に導入した国はない。
- B. 政府が工場に対し、有害物質の排出を防止する装置の設置を命じ、その結果、設置費用が生産費用に加わることで、市場で取引される数量の減少を促す。
- C. 政府が工場に対し、排煙による損害に相当する補償金を被害者に支払わせるが、この場合、工場の供給曲線に移動はない。
- D. 工場に製品一単位ごとに課税することで、供給曲線は右に移動し、取引数量は減少する。

設問 4 下線部(2)について、日本の財政についての記述のうち、もっとも適当と思われるものを次のなかから一つ選び、解答欄の記号(A～D)をマークせよ。

- A. 2014 年度と 2015 年度の一般会計予算の総額は、70 兆円台である。
- B. 2015 年度の一般会計予算では、歳入に占める公債金の比率である公債依存度が、30 %以下に抑えられた。
- C. 赤字公債は一般会計予算の歳入不足を補うため、やむを得ない場合に限り、発行が認められるものであるが、2015 年度においても発行された。
- D. ゆうちょ銀行に集められた資金は、財政投融資の原資として預託が義務付けられており、自主運用されることはない。

設問 5 下線部(3)に関して、PFIに関する記述のうち、もっとも適当と思われるものを次のなかから一つ選び、解答欄の記号(A～D)をマークせよ。

- A. PFI法は、2000年代後半に政府と民間の役割分担の見直しが議論された結果、法律として制定され、施行からいまだ5年を経過していない。
- B. PFI事業の対象としては、文教施設・文化施設が多く、機密性の観点から、庁舎がその対象になることはない。
- C. PFIは地域の活性化の観点から、地方公共団体の事業を対象とし、国の施設は対象ではない。
- D. PFI法の施行によって、公共施設の建設や管理に民間の資金やノウハウが活用されるようになった。

設問 6 文中の エ に入る人名として、もっとも適当と思われるものを次のなかから一つ選び、解答欄の記号(A～D)をマークせよ。

- A. グレシャム
- B. マーシャル
- C. マルサス
- D. シュンペーター

〔Ⅲ〕 次の文章を読み、下記の設問 1～6 に答えよ。

現代社会におけるグローバリゼーションの潮流は、いまや止めるべくもない。カネ、ヒト、モノや情報が海を越え、国境を越えて自由に動き回る時代がやってきた。しかし、このような中で長い年月をかけて構築されてきた世界規模の自由貿易体制に向けたルール作りは、いまだ進行中である。

自由貿易論は、産業革命により飛躍的に生産力を増大させた当時の最先進国イギリスにおいて発展した。古典派経済学の祖ともいわれる 1 が国際分業に基づく自由な貿易の利を主張したのに続き、19世紀になるとリカードが 2 を唱えて、今日の自由貿易交渉の根底をなす理論的土台を確立することとなる。これに対し、当時の後進工業国ドイツにおいては、リストが自国の幼稚産業保護・育成の立場から保護貿易論を展開した。

世界的な自由貿易体制の確立が国際社会における共通の課題として掲げられるようになるのは第二次世界大戦のことであった。1930年代における世界経済のブロック化が第二次世界大戦を招く一因となったという反省に基づき、大戦後の世界における為替相場の安定と自由貿易の促進を大きな目標として構築されたのが、IMF=GATT体制である。しかし、戦後多くの旧植民地諸国が独立し、加盟国数が急増する一方で、参加各国の経済力や経済構造、立場等が多様化する中、GATTにおける多国間貿易交渉は容易なものではなかった。その交渉内容も関税引き下げから始まったものの、やがて、非関税分野へと広がってサービス貿易や知的財産権保護なども対象となり、効果的な協議と合意の達成、その実施のためには新しい枠組みが必要とされるようになる。こうして冷戦後の1995年、GATTを発展的に解消する形でWTOが発足した。

WTOは「一般協定」であるGATTと異なり、常設の国際機関として設立され、その紛争処理手続きも強化されている。2001年12月に 3、2007年1月にベトナム、2012年8月にはロシアと、旧東側諸国や社会主義国も加盟して、2015年7月末現在では、加盟国・地域数161に加え、23のオブザーバーを有する、まさに全世界的規模の国際機関として、世界貿易の統一ルール作成と自由化を推進している。しかし、政治的な色合いの濃い農産物自由化の問題や先進(4)

国と途上国の立場の違い等もあり、依然として合意の形成は難しい。

こうした貿易自由化に向けた多国間交渉の難しさを受け、WTO発足とほぼ同時期の1990年代から急速に広まっているのが、FTAや 4などを用いた二国間の自由化、あるいは限定的な地域における自由化・経済統合への動きである。いわば、グローバリゼーションを象徴する多国間貿易自由化交渉の一方で、リージョナリゼーションも並行して進行しているのである。

地域的経済統合を考える際、まずその筆頭にあがるのはEUであろう。1952年のECSC設立に始まるヨーロッパ統合への動きは、その後50年余りを経て、関税同盟、市場統合、(部分的)通貨統合から、政治統合の域にまで及んでいる。2014年現在加盟国28カ国で総人口5億570万人、GDP18兆4953億ドルと、その規模は概ね北米3カ国(NAFTA)に匹敵し、政治・安全保障面での統合の進展などをも背景として、国際政治経済に大きな影響力を有するに至っている。しかし、2008年のリーマン・ショック以降、ギリシャの財政危機に端を発した欧洲経済危機は、経済規模をはじめとし、「東」への拡張によっていまや極めて多様となった国々による通貨統合の難しさを改めて示しているといえよう。

こうして、先進事例ヨーロッパ統合のメリット・デメリットが顕在化していく中で、世界的な地域統合の「穴」となっているのがアジアである。EU以外にも世界中で様々な地域統合の試みが進展する中で、20世紀後半には「東アジアの奇跡」と称された驚異的な経済成長を実現し、「21世紀はアジア太平洋の時代」となると注目されてきたこの地域では、域内における経済の相互依存は格段に高まりながらも、公式な地域経済統合の動きとなるとなかなか進まない。1997年のアジア通貨危機への対応を機に定期的に開催されるようになった 5 の首脳会議や閣僚会議の場で、東アジア共同体設立に向けた構想に取り組んだ時期もあるが、昨今では、この地域における経済協力の枠組みを模索する動きは、オーストラリア、ニュージーランドや、さらにはアメリカ等をも含んだ「アジア太平洋」へと広がりつつ、しかし参加国を異にする複数の構想が拮抗する現状である。

振り返って考えると、ヨーロッパ統合を推し進めた原動力は、決して自由貿易の利を唱える経済理論だけではなかった。何世紀にもわたって戦争を繰り返してきたヨーロッパの人々の二度と戦争を起こすまいという強い思いに加え、近代以

降、国際政治経済の中心であった環大西洋の世界から、世界の重心が太平洋に移りつつあることへの危機感があったのではないか。そして今、アジア太平洋地域における経済連携模索の動きの水面下には、急速な中国の台頭とそれに伴う新たな地域の秩序をめぐる思惑と駆け引きがある。⁽⁵⁾さらには、貿易の自由化をめぐる関係各国それぞれの国内政治も、実は大きな影響力を有しているのである。政治と経済は、密接に結びついている。

設問 1 文中の ~ に入る、もっとも適當と思われる語句を解答欄に記入せよ。ただし、 には国名が入る。

設問 2 下線部(1)に関連して、幼稚産業保護と保護貿易に関する以下の記述のうち、もっとも適當と思われるものを一つ選び、解答欄の記号(A~D)をマークせよ。

- A. 幼稚産業とは高度なレベルの技術を要しない産業のことで、途上国の大工業化においては、まず取り組まれるべき産業とみなされる。
- B. リストが唱えた幼稚産業保護のための保護貿易論は、ドイツの急速な工業化とともにその必要性が低下し、現代の世界では影響力を失っている。
- C. 1964年に設立されたUNCTADは、貿易を通じた途上国経済の発展を目指し、数年後には一般特恵関税制度の導入を決定した。
- D. GATTの原則は、「自由・多角・無差別」であり、ここでは、幼稚産業の保護は一切認められていない。

設問 3 下線部(2)に関して、IMF=GATT 体制についての以下の記述のうち、もっとも適當と思われるものを一つ選び、解答欄の記号(A～D)をマークせよ。

- A. IMF と GATT は、1944 年、米国ニューハンプシャー州のブレトン・ウッズにおいて調印された協定に基づいて設立された。
- B. 為替の安定と貿易の自由化のために設立されたこの体制下においては、設立当初から早期における変動相場制への移行が目指された。
- C. 1971 年 8 月のニクソン・ショックの直後に先進国は変動相場制に移行し、それを一貫して維持し続けたが、多くの途上国は依然として固定相場制を継続した。
- D. GATT 体制下においては、加盟国は他のすべての加盟国に対して最惠国待遇を与えることが原則となっている。

設問 4 下線部(3)に関連して、WTO が象徴する経済のグローバル化に対し、昨今では「反グローバリズム」を掲げる運動も目立つようになっている。この動きに関する以下の記述のうち、適當でないと思われるものを一つ選び、解答欄の記号(A～D)をマークせよ。

- A. WTO 閣僚会議や IMF・世界銀行総会に際し、様々な NGO や人権団体、学生、労働組合などが「反グローバリズム」を掲げてデモを行うようになっている。
- B. 「反グローバリズム」の主張は様々であるが、経済の自由化推進を「強者の論理」であり、格差を広げるものとして批判することが多い。
- C. 「反グローバリズム」は、直接投資の急増による外国資本の国内市場席巻に対する脅威の発露でもあり、多くの途上国政府を動かして国連の場における新植民地主義批判にもつながっている。
- D. 「反グローバリズム」の運動は、たとえばアジア開発銀行総会時にみられるように、先進国だけでなく途上国にも広がりをみせている。

設問 5 下線部(4)に関連し、国際交渉における先進国と途上国との対立に関する以下の記述のうち、適当でないと思われるものを一つ選び、解答欄の記号(A～D)をマークせよ。

- A. 1992年の第一回国連環境開発会議においては、地球環境問題の責任論をめぐり、先進国と途上国の意見が激しく対立した。
- B. 国際社会における途上国と先進国の対立は、たとえば1970年代においては、国連を舞台とした新国際経済秩序(NIEO)樹立の動きにつながった。
- C. 20世紀後半、国連安全保障理事会の事実上の機能不全をもたらした最大の原因是、南北問題、すなわち途上国と先進国の対立であった。
- D. 地球温暖化防止に関する京都議定書からアメリカが離脱したのは、二酸化炭素排出量削減義務が先進国のみに課されていることを不満としたものであった。

設問 6 下線部(5)に関連する以下の記述のうち、もっとも適当と思われるものを一つ選び、解答欄の記号(A～D)をマークせよ。

- A. 2010年、中国はGDPにおいて日本を抜き、世界第二の経済大国となつた。
- B. 中国は、いまや日本経済にとって、輸出・輸入・海外直接投資の全ての面において最大の相手国となっている。
- C. アジア太平洋地域の包括的経済連携協定をめざすTPPの中で、中国はアメリカとともに地域の新しい経済秩序作りに取り組んでいる。
- D. 中国の急速な台頭は、経済面だけでなく安全保障関連分野でも顕著であり、その積極的海洋進出は、地域の安全保障問題を議論する場として設立されたアジア太平洋地域フォーラム(ARF)においても、ここ数年、重要問題としてとりあげられている。

[IV] 次の文章を読み、下記の設問 1～6 に答えよ。

20世紀になって生まれた基本的人権に社会権がある。社会権とは「すべての者に人間たるに値する生活を保障する」権利であり、日本国憲法においても社会権に関する規定として、生存権、教育権、そして労働基本権が規定されている。そのうち、労働基本権に関しては、日本国憲法第 27 条と第 28 条で規定されている。第 27 条 1 項では、「すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ」と規定されている。同条に基づいて 1947 年に制定された労働基準法は、就労の機会を(1)与えるために公共職業安定所などが職業紹介事業を行なうこととされた。公共職業安定所とは国際労働機関条約第 88 条に基づき加盟国に設置される組織である。なお、国際労働機関(ILO)は、1 条約に基づき、社会不安のもとに(2)なる劣悪な労働条件を規制し、国際平和に貢献することを目的として 1919 年に設立された。

日本国憲法第 27 条 2 項では、「賃金、就業時間、2 その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める」と規定されている。この規定に関連して、労働基準法第 1 条 1 項において、「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」とされた。また、同法第 24 条では、賃金支払いの原則が規定されている。労働条件の決定に当たっては、労働組合と使用者またはその団体との間に締結される3 が就業規則や労働契約に優先して適用される。同法は各都道府県に監督機関として労働基準監督署を設置することとしている。

労働時間は、原則として 1 日 8 時間、週 40 時間を超えてはならないと定められている。上限を超えて働く場合、企業は残業代を支払う必要がある。また、年次有給休暇について現在の労働基準法では、一定の勤務条件を満たした労働者に(3)関して 10 日の有給休暇を与えなければならず、以後勤続年数に応じて加算され、最大 20 日までと規定されている。ところが実際の有給休暇取得率は 50 %弱にとどまっている。

憲法第 27 条 3 項では、「児童は、これを4 してはならない」と規定されている。児童労働に関しては、世界で最初の労働運動が起こったイギリスでも

大きな問題点として取り上げられており、1833年に制定された工場法でも幼児労働の禁止が規定された。日本の労働基準法ではその第6章を年少者保護に当てており、満18歳に満たない者の深夜労働の禁止などが規定されている。

また、女性の労働に関しては、男女均等の就業機会・待遇を確保すべく、1985年に男女雇用機会均等法が制定され、募集・採用・昇進・退職に関する男女差別⁽⁴⁾を禁じた。同法は日本が 5 を批准したことに伴い、勤労婦人福祉法の改正という形で成立した。また、1991年には育児休業法が制定され、同法は1995年には育児・介護休業法に改正され、同法は2005年にも改正された。⁽⁵⁾

労働法規の制定に当たっては、当初は工場労働者を想定していたが、戦後70年間に産業構造も大きく変化し、工場労働者の割合が減り、事務職が増えてくると、働き方の現状に労働法制は合わなくなっているとの指摘が出てきた。また、女性の社会進出や雇用形態の多様化という動向に法制も対応する必要も出てきた。労働法制や行政は社会の変化にいかに対応するかという点が大きな課題となっている。

設問1 文中の 1 ~ 5 に入る、もっとも適当と思われる語句を
解答欄に記入せよ。

設問2 下線部(1)に関連して、労働基準法で規定している内容として適当でないと思われるものを一つ選び、解答欄の記号(A~D)をマークせよ。

- A. 賃金の最低基準は全国一律でなければならない。
- B. 女性であることを理由とする賃金差別の禁止。
- C. 強制労働の禁止。
- D. 賃金は一定の期日に支払われなければならない。

設問 3 下線部(2)に関連して、現在の労働基準法で定められている賃金の支払い原則に照らして、許容される支給方法は次のうちどれか。もっとも適当と思われるものを一つ選び、解答欄の記号(A～D)をマークせよ。

- A. 企業の製造物などを現物支給すること。
- B. 賃金の一部を自社株で充当すること。
- C. 派遣労働者が派遣元の会社から賃金を受け取ること。
- D. 年俸制採用の場合、1年分の給与をまとめて一度に支払うこと。

設問 4 下線部(3)に関連して、一定の勤務条件を満たした者とは具体的にどういうことか。もっとも適当と思われるものを一つ選び、解答欄の記号(A～D)をマークせよ。

- A. 雇い入れの日から起算して1年間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者。
- B. 雇い入れの日から起算して1年間継続勤務し、全労働日の6割以上出勤した正規雇用の労働者。
- C. 雇い入れの日から起算して6ヶ月間継続勤務し、全労働日の6割以上出勤した正規雇用の労働者。
- D. 雇い入れの日から起算して6ヶ月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者。

設問 5 下線部(4)に関連して、男女雇用機会均等法は1997年に改正され、同時に労働基準法も改正された。このときの改正点として、もっとも適当と思われるものを一つ選び、解答欄の記号(A～D)をマークせよ。

- A. 女性の時間外労働に関する規制を強化した。
- B. 女性の深夜労働に関する規制を撤廃した。
- C. 差別禁止規定に違反している事業主に対して罰金を科すこととした。
- D. 募集・採用・昇進・退職に関する男女均等待遇を努力規定とした。

設問 6 下線部(5)に関連して、現在の育児・介護休業法に関する記述として、もっとも適当と思われるものを一つ選び、解答欄の記号(A～D)をマークせよ。

- A. 生後2歳未満の子を養育するために育児休業を取得する権利が認められている。
- B. 保育所に入所できない場合には、育児休業期間の最長期間は1年6ヶ月である。
- C. 介護休業の最長期間は育児休業の場合と同一である。
- D. 育児休業中は休業前給与の一定の割合の給与が雇用主より支給される。